

○厚生労働省告示第二百十九号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二第二号イ中「（組織の凍結保存を同一施設内で行うものに限る。）」を削る。

第二に次の一号を加える。

六十 LDLアフェレシス療法

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白^{たん}症状を呈する糖尿病性腎症

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら腎臓内科又は泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

② 腎臓専門医（一般社団法人日本腎臓学会が認定したものをいう。）又は泌尿器科専門医

であること。

- ③ リポソームを用いた血液浄化療法について一年以上の経験を有すること。
 - ④ リポソームを用いた血液浄化療法について、当該療養を主として実施する医師として二例以上の症例を実施していること。
- (2) 保険医療機関に係る基準
- ① 内科又は泌尿器科を標榜^{ほう}していること。
 - ② 実施診療科において、腎臓内科について五年以上の経験を有する医師が二名以上配置されていること。
 - ③ 臨床工学技士が配置されていること。
 - ④ 病床を二十床以上有していること。
 - ⑤ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
 - ⑥ 当直体制が整備されていること。
 - ⑦ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - ⑧ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑨ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑩ リポソームを用いた血液浄化療法について五例以上の症例を実施していること。

第三に次の二号を加える。

五十八 ステロイドパルス療法及びリツキシマブ静脈内投与の併用療法 特発性ネフローゼ症候群

(当該疾病の症状が発症した時点における年齢が十八歳未満の患者に係るものであって、難治性ステロイド抵抗性のものに限る。)

五十九 カペシタビン内服投与、シスプラチン静脈内投与及びドセタキセル腹腔内投与の併用療法

腹膜播種を伴う初発の胃がん